様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月 3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃさーらびじねすそりゅーしょんず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社サーラビジネスソリューションズ  （ふりがな）あさの　たかし  （法人の場合）代表者の氏名 浅野　卓  住所　〒441-8021  愛知県 豊橋市 白河町１００番地  法人番号　1180301006248  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組みについて（SALA DIGITAL ACTION） | | 公表日 | ①　2025年 7月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://sbs.sala.jp/wp-content/themes/sala/pdf/company/DX%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF.pdf  　P.3、P.4、P.5 | | 記載内容抜粋 | ①　＜経営ビジョン＞  お客さま視点の業務プロセス改革」「デジタル技術を活用した顧客体験の創造」を実現するため、今まで培ったデジタル技術を昇華させ、サーラグループと地域社会の未来をリードする 。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  「DX-1」で、デジタル技術を活用して自社の業務の生産性を向上させ、「DX-2」では、データ活用分野への投資を行う 。その後、「DX-1」「DX-2」で培ったノウハウ・知見を活かして2030年を目途に「DX-3」として、地域企業への業務の提供を目指していく 。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　「DXの取り組みについて（SALA DIGITAL ACTION）」は取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組みについて（SALA DIGITAL ACTION） | | 公表日 | ①　2025年 7月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://sbs.sala.jp/wp-content/themes/sala/pdf/company/DX%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF.pdf  　P.6 | | 記載内容抜粋 | ①　記載内容抜粋 ＜DX戦略＞  戦略１　業務プロセスの効率化  戦略２　データ活用ビジネスへの投資  ＜DX戦略の具体的な取組＞  ・管理部門の「稟議書」や事業部門の「見積書」や「請求書発行/支払」のデジタルワークフロー化を進めています 。同時にペーパーレス及びどこでも業務遂行ができる「働き方改革」への寄与を拡大させていきます 。  ・社員の生産性を向上させる、お客さまへのサービス提供のリードタイムの「可視化」を行い、分析することで業務の効率化・高度化させる施策検討に役立てます 。  ⅰ）業務プロセスの細分化とプロセス毎の活動データの取得と分析  ⅱ）業務分析データを元にした適正な人員配置等の検討材料化  ⅲ）当社の業務プロセスの「可視化」「データ活用による効率化」の成果を題材に、AIやデータ加工・連携を組み合わせたサービス開発 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　「DXの取り組みについて（SALA DIGITAL ACTION）」は取締役会において承認のうえ公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組みについて（SALA DIGITAL ACTION）  　P.7、8 | | 記載内容抜粋 | ①　＜体制・組織＞  当社のDX推進は、経営企画・人事・総務・経理部門を統括する「管理グループ」が企画・推進・実施の役割を担っています。  管理グループによる実行計画は経営会議（マネージャー会議）を通し、システム開発・運用・保守部門である「ソリューショングループ」「プラットフォームグループ」と、グループ各社の案件の企画・相談窓口である「サーラデジタル推進グループ」に推進を振り分け、横断的にDXに係る取り組みを進めています。  ＜人材育成・確保＞  IT技術・スキルを磨きつつ、事業や業務を理解し事業成長に寄与できる人材が次々と生まれてくる「育成の仕掛け」をつくることで、DX人材の育成・確保を行います。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組みについて（SALA DIGITAL ACTION）  　P.9 | | 記載内容抜粋 | ①　社員自身が働きやすいと感じる環境整備として、在宅勤務や出張先からのテレワークが可能な業務遂行環境を整備することで、副業人材の受入だけでなく、当社社員の副業の容認など「多様な働き方」の実現を目指します。  また、企業文化の改革として、当社導入済のQuickSight（BIサービス）の積極利用によるデータ活用機運の向上等のコミュニケーションツールを活用したコミュニティを開設することで、気軽に発言ができ、ポジティブな意見交換ができる雰囲気づくりを行います。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組みについて（SALA DIGITAL ACTION） | | 公表日 | ①　2025年 7月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://sbs.sala.jp/wp-content/themes/sala/pdf/company/DX%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF.pdf  　P.10 | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX戦略に紐づく指標＞  ■業務プロセスの効率化  ・kintoneによる業務アプリ開発件数  ・アナログ業務数(残数)  ■データ活用ビジネスへの投資  ・データに基づいた意思決定の割合  ・レポート・ダッシュボードの利用回数/データ参照回数  ・グループ企業へのデータ活用支援件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月 2日 | | 発信方法 | ①　DXの取り組みについて（SALA DIGITAL ACTION）  　当社ホームページに掲載  　https://sbs.sala.jp/wp-content/themes/sala/pdf/company/DX%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF.pdf  　P.2 | | 発信内容 | ①　DXの取り組みにおいて、当社代表取締役社長がDX戦略について、以下の内容で発信。  私たちはグループビジョン2030のスローガンである「私のまちにSALA、暮らしとともにSALA」を実現するために、グループ各社のみならず各社をご利用いただいている地元の企業や自治体の皆さま、個人のお客様に対して、直面している課題を解決できるICTソリューションを提供することを通じて、豊かな社会の実現に貢献してまいります。これまで培ってきた安定かつ安全なITインフラの提供に加え、AI、生成AI、IoT、クラウド、各種データ分析による業務の高度化といった先端技術を活用した「新たな価値創造」にも挑戦してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 3月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。